

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

人の流れと新たな時代をつくるサテライトオフィス誘致促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県仙北市

3 地域再生計画の区域

秋田県仙北市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①若年層が高校卒業後等に市外に転出する社会減を抑えたいが、若年層が夢を描ける魅力的な職種が市内に少ないため（若年層に人気がある情報通信業の市内事業所は全体の0.3%）、「18歳の崖」が発生しており、地域の未来を担う人材の地元定着ができていない。また、近未来技術（ICT・IoT・AI等）に係るデジタル企業はSTARTUP DBによると中小企業等だけで約800社あるが、大企業も含むデジタル企業に対して、仙北市の近未来技術実証特区の訴求が弱く、実証実験の場として十分に活かされていない。

路線バスの廃止等により、市内公共交通網が弱く、首都圏からの来訪者や高齢者等にとって市内移動のハードルが高い。また、過去の実証実験では地元住民の有償利用が無く、地域交通事業者とビジネスモデルを共有できず、社会実装化に至っていない。

②情報通信業の従業者数は全体の0.1%であり、実証実験の社会実装化の受け皿となる地元のデジタル人材や企業等が十分に育っていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

①国家戦略特区の近未来技術実証特区での実証実験に興味があるICT・IoT・AI等に係るデジタル企業のサテライトオフィスが増えることで、定住・居住人口を増やすだけでなく、地元の有望な若年層に雇用・就業機会等の提供を目指す。

サテライトオフィス関係者向けの新型モビリティサービスの利用者増に伴い、サービスの利便性が高まり、地域高齢者への利用拡大を図る。そして、過疎地における公共交通の問題の解消を目指す。

②デジタル企業のサテライトオフィスの市内進出と、市内でのデジタル人材育成が相乗効果を発揮し、さらなるサテライトオフィス設置とデジタル人材育成が進むという好循環を目指す。

【数値目標】

K P I ①	事業を通じたサテライトオフィス設置件数							単位	件
K P I ②	事業を通じた域内での新規雇用者数および起業者数							単位	人
K P I ③	新型モビリティサービスの利用者数							単位	人
K P I ④	デジタル人材育成講座の受講者数							単位	人
	事業開始前 (現時点)	2021年度 増加分 (1年目)	2022年度 増加分 (2年目)	2023年度 増加分 (3年目)	2024年度 増加分 (4年目)	2025年度 増加分 (5年目)	2026年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	1.00	1.00	2.00	-	-	-	4.00	
K P I ②	0.00	1.00	1.00	2.00	-	-	-	4.00	
K P I ③	0.00	0.00	10.00	20.00	-	-	-	30.00	
K P I ④	0.00	10.00	10.00	20.00	-	-	-	40.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

人の流れと新たな時代をつくるサテライトオフィス誘致促進事業

③ 事業の内容

① サテライトオフィス誘致促進事業

仙北市近未来技術実証ワンストップセンターや湖・温泉・スキー場等の豊富な観光資源を活かして、アフターコロナでのサテライトオフィスの地方設置を検討している首都圏等のデジタル企業にモニターツアー実施等の誘致活動等を行い、定住・居住者の増加や地元若者の雇用の場等の提供を目指す。

併せて、サテライトオフィス関係者の市内移動手段となる新型モビリティサービスの事業化検証実験を行い、ビジネスモデルや地元住民への利用範囲拡大等に関する検証を地域交通事業者とともにを行い、民間ビジネスとしての社会実装化を目指す。

② デジタル人材育成事業

デジタル企業のニーズに応えられるデジタル人材の育成プログラムを実施し、プログラム内容及びその更新方法、運営実施方法をマニュアル化して、市内関係者（仙北IoT推進ラボメンバー、市内情報通信企業等）に共有して、彼らによる民間ビジネスとしての同プログラムの持続的運営を図る。例えば、デジタル人材育成研修の内容は、オンラインでプログラミング等を学習し、スクリーニングでケーススタディ等の実習を行うハイブリッド型であり、対象者は、ICT・IoT・AI等に興味がある高校生から社会人をイメージしている。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

サテライトオフィス誘致のモニターツアー、デジタル人材育成研修は、プログラム内容等の企画・製作の初期経費は大きいですが、4年目以降はランニング費用のみとなり、導入期と比べると経費は低くできると想定される。参加者からの参加料等の徴収や既存の事業活動の一環として実施することで、自立的な事業継続が可能である。新型モビリティサービスは2年目に実証実験を行い、3年目に実装化し、自治体の支援を受けつつ利用料収入での自立を目指す。

【官民協働】

サテライトオフィス誘致活動は、一過性の活動ではなく、実施運営のノウハウを市内関係者（秋田ワーケーション推進協会市内メンバー等）と共有することで、事業終了後も継続的に誘致活動が自走できる仕組みを作る。新型モビリティサービスは、行政がビジネスモデルの構築・検証を行い、その成果を市内交通事業者と共有を行い、社会実装化を目指す。デジタル人材育成事業は、育成プログラムの内容を市内情報通信事業者等と共有することで、事業終了後も、デジタル人材研修が民間ビジネスとして運営される仕組みを目指す。

【地域間連携】

サテライトオフィス誘致活動は、デジタル企業のクラスター形成により、秋田県内の民間投資の波及効果が期待できる。また、秋田県が有する企業ネットワークを最大限に活用し、新たなビジネスマッチングを目指す。新型モビリティサービスは、市内病院等を利用する近隣市町住民等への利用拡大を図る。デジタル人材育成研修は市内高校に通う市外高校生等、参加者の門戸を広くする。

【政策間連携】

サテライトオフィス設置物件選定への空き家活用事業の活用や、移住・定住推進政策と連携してサテライトオフィス設置企業の社員やその家族等の市内定着への支援を実施する。また、既存の産業振興策と連携し、事業拡張及び起業家を支援することで、相乗効果を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

デジタル企業のニーズに応えられるデジタル人材の育成プログラムを実施し、プログラム内容及びその更新方法、運営実施方法をマニュアル化して、市内関係者（仙北IoT推進ラボメンバー、市内情報通信企業等）に共有して、彼らによる民間ビジネスとしての同プログラムの持続的運営を図る。例えば、デジタル人材育成研修の内容は、オンラインでプログラミング等を学習し、スクリーニングでケーススタディ等の実習を行うハイブリッド型であり、対象者は、ICT・IoT・AI等に興味がある高校生から社会人をイメージしている。

理由①

デジタル人材育成研修を継続的に実施する体制を築くことで、誘致企業のニーズにマッチした人材を供給するだけでなく、自ら創業する若者を輩出する。さらに、それらのデジタル人材を求めて、デジタル企業の市内進出が増加するという好循環を図れる。

取組②

デジタルデバイドの解消、市民の情報リテラシーの向上を図る目的で初心者等向けのスマートフォン講座を実施する。

理由②

初心者等向けのスマートフォン講座の実施によって、デジタルデバイドの解消、市民の情報リテラシーの向上を図ることで、誰一人取り残されない社会の実現を図れる。

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

条例で設置している「仙北市総合政策審議会」において、事業実績に基づき、その効果について検証を行い、総合戦略に反映させるとともに、必要に応じて、事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

市内団体等（観光協会、商工会、農業協同組合、森林組合）、秋田大学、市内金融機関、市民

【検証結果の公表の方法】

仙北市ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 48,126 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日 から 2024 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法
5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。